

医師国保とっとり

鳥取県医師国保組合発行

発行人 長田昭夫

〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会館内

電話 (0857)27-5565

ご挨拶

鳥取県医師国民健康保険組合
理事長 長田昭夫



新緑の候 木々の息遣いが間近に感じられるよい季節となりました。

組合員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より当組合の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る3月10日に開催いたしました第109回通常組合会では、平成17年度の事業計画、予算等を承認していただきました。基本方針に掲げたとおり、組合の健全な財政基盤の確立と給付の充実を図るために肅々と事業を進めていきたいと思います。

さて、国は今後医療保険制度改革として、保険者の再編・統合、高齢者医療制度の創設等、様々な議論を本格化することが予想されます。また、平成16年度の所得調査の結果をふまえ、補助金

の見直しやあり方についても検討が行われます。給付割合についても、8割給付への風当たりが非常に強く継続が厳しい状況にあり、当組合としましても7割給付への移行を検討しなければいけない状況が近々にくるかもしれません。

しかしながら、今年度も8割給付を継続とともに、保険者機能の充実を図るために従来の保健事業「健康診査助成事業（人間ドック、ミニドック）」に加えて、新たな取り組みとして「インフルエンザ予防接種助成事業」「スポーツ大会等参加費助成事業」を実施することとなりました。

さらには、自家診療も昨年同様、条件付きですが行いますので、組合員各位の良識ある判断と対応をお願い致します。

今後も改革の行方を見極めながら、健全な組合運営を目指しますので、益々のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成17年度事業計画、予算等決定

鳥取県医師国民健康保険組合は、去る3月10日に組合会を開催し、17年度の事業計画、歳入歳出予算等の諸議案を決定しました。概要は別記のとおりです。

平成17年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画について

17年度の事業計画については、基本方針に基づき、昨年同様の事業を展開いたします。

<基本方針>

国は医療保険制度として、国保・政管健保など

の保険者再編、高齢者医療制度の創設等、論議を本格化しています。国保組合については、16年度の所得調査の結果をふまえ、補助金の見直しやあり方について検討されていますが、8割給付への風当たりは強く、国保組合として足並みを揃えるよう國から求められています。

補助金の見直しや国の指導強化等で8割給付の維持は困難を極めると予想されますが、17年度、当組合は8割給付を継続し保険事業を推進するなど、保険者機能の充実強化を図ります。

医療保険制度の改革を見極めながら、組合の健全な財政基盤の確立と給付の充実に努めてまいります。

被保険者数一覧表

(平成17年4月1日現在)

	組合員	家族	従業員	計
被保険者数(人)	522	1,066	339	1,927
老健該当者数(人)	129	128	4	261
その割合(%)	24.7	12.0	1.2	13.5
介護保険第2号該当者数(人)	306	231	144	681
その割合(%)	58.6	21.7	42.5	35.5

自家診療の取り扱いについて(お願い)

平成15年10月1日より実施しています自家診療ですが、下記についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 実施範囲

- ① 開設者以外の組合員、准組合員、家族。
従業員の家族は実施前から認めていましたから、自家診療の縛りはありません。開設者組合員は自己診療との区別が困難なため認めません。
- ② 老人保健法該当者も上記と同じ扱いです。

2. 承認事項

初・再診料、投薬料、注射、リハビリテー

ション、処置、手術、麻酔

3. 否認事項

入院料等、指導管理料、往診、在宅医療、検査、画像診断、精神専門療法、放射線治療、時間外加算、休日加算

4. その他

- ① レセプトには、自家診療と必ず明記してください。
- ② 薬剤情報提供料、老人慢性疾患生活指導料は認めていません。
- ③ 自家診療に関してのご意見・ご要望は、理事長宛てに文書をお送りください。
理事会において協議いたします。

医師国保組合助成事業のお知らせ

本組合では、被保険者の疾病予防及び健康の保持増進を目的として、下記の保健事業を実施しています。

つきましては、実施要領をご覧のうえ、同事業をご利用くださいますようご案内いたします。

○ インフルエンザ予防接種助成事業(新規事業)

平成17年12月～平成18年2月末までに接種を受けた被保険者全員を対象として、被保険者1人当たり3千円を限度として助成いたします。ただし、65歳以上の被保険者には市町村から補助がありますので、自己負担分の補助となります。

○ スポーツ大会等参加費助成事業(新規事業)

下記により、参加された被保険者を対象に助成いたします。

- ① 県内・県外は問わないが、一般に公募された参加費を徴するスポーツ大会等で、理事長が認めた大会。

- ② 助成は通年とし、1回3千円、年5回を限度といたします。

○ 健康診査助成事業

- ・ **人間ドック** (検診医療機関で受診の場合)

組合員	8万円
准組合員	5万円
家族	5万円

} を限度に補助

- ・ **ミニドック** (自院でも実施可能)
 40歳以上を対象として、検査I・検査IIを実施された方に助成。検査項目を選ぶこともできる。

平成17年度歳入歳出予算

第1 総括表

〔歳 入〕

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額との比較増△減額
1. 国民健康保険料		234,920	231,394	3,526
	1. 国民健康保険料	234,920	231,394	3,526
2. 国庫支出金		90,936	73,986	16,950
	1. 国庫負担金	2,276	2,186	90
	2. 国庫補助金	88,660	71,800	16,860
3. 連合会支出金		1	1	0
	1. 連合会補助金	1	1	0
4. 共同事業交付金		21,000	10,000	11,000
	1. 共同事業交付金	21,000	10,000	11,000
5. 財産収入		200	300	△100
	1. 財産運用収入	200	300	△100
6. 繰入金		2	50,894	△50,892
	1. 準備金繰入金	1	50,893	△50,892
	2. 積立金繰入金	1	1	0
7. 繰越金		100,000	90,000	10,000
	1. 繰越金	100,000	90,000	10,000
8. 諸収入		150	150	0
	1. 預金利息	50	50	0
	2. 雑入	100	100	0
合計		447,209	456,725	△9,516

〔歳 出〕

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	前年度予算額との比較増△減額
1. 組合会費		2,100	2,100	0
	1. 組合会費	2,100	2,100	0
2. 総務費		24,130	23,840	290
	1. 総務管理費	24,130	23,840	290
3. 保険給付費		228,190	239,400	△11,210
	1. 療養諸費	196,840	205,200	△8,310
	2. 高額療養費	10,050	11,300	△1,250
	3. 移送諸費	300	300	0
	4. 出産育児諸費	3,300	3,000	300
	5. 総裁諸費	3,500	3,500	0
	6. 傷病手当金	4,000	4,000	0
	7. 療養附加金	10,200	12,100	△1,900
4. 老人保健拠出金		96,600	127,273	△30,673
	1. 老人保健拠出金	96,600	127,273	△30,673
5. 介護納付金		31,200	27,500	3,700
	1. 介護納付金	31,200	27,500	3,700
6. 共同事業拠出金		21,290	6,229	15,061
	1. 共同事業拠出金	21,290	6,229	15,061
7. 保健事業費		6,600	6,300	300
	1. 保健事業費	6,600	6,300	300
8. 基金積立金		200	300	△100
	1. 準備金等積立金	200	300	△100
9. 諸支出金		800	800	0
	1. 償還金及び還付加算金	235	239	△4
	2. 過年度支出金	1	1	0
	3. 地区医師会事務費交付金	564	560	4
10. 予備費		36,099	22,983	13,116
	1. 予備費	36,099	22,983	13,116
合計		447,209	456,725	△9,516

歳入歳出差引残額なし

医師国保からのお願い

老人保健法第25条第1項 第2号（障害認定）について

老人保健法第25条第1項第2号の認定を受けた方について、組合はその人数を把握しなければなりません。

しかし、この障害者認定を受けた方については、組合では届出がないと分かりませんので、認定を受けた方は、その旨を組合へお知らせ下さるよう（電話など）お願い致します。

70歳に到達する方について

平成14年10月1日以降に満70歳になられる方は75歳になるまで老人保健法の対象者ではなくなり、前期高齢者として医療費の1割を負担することになりました。

ただし、一定以上の所得（課税所得124万円以上）がある方は2割負担となります。

当組合では、被保険者で前期高齢者に該当する方の自己負担割合を決定するため、該当する方全員から「住民税（非）課税証明書」を提出していただきました。

提出書類

次のすべての方の「住民税（非）課税証明書」または「住民税決定通知書」の写しをご提出ください。

上記該当者の「住民税（非）課税証明書」等（課税標準額の記入があるもの）

上記該当者と同一世帯に当組合の満70歳以上の加入者がいる場合には、その方全員の「住民税（非）課税証明書」等（課税標準額の記入のあるもの）

鳥取県医師国民健康保険組合現金給付一覧

組合の保険給付のうち現金給付は次のとおりです。該当の生じた場合は組合にご連絡下さい。

項目	支給額等		
療養費 海外療養費 (老健対象者を除く)	事情により保険医療機関以外の医療機関に受診した場合又は被保険者証を持ち合わせていなかったこと等により、全額を自己負担した場合。その他治療用装具代など。海外渡航中に発生した治療費(申請には医療費明細と領収書が必要です。)		
高額療養費 (老健対象者を除く)	入院などの高額医療のため、同一月内・医療機関毎・入院外来毎の一部負担額（組合員と従業員は2割、家族は3割（前期高齢者の一般所得者は1割））が一定額（自己負担限度額）を超える場合に、超過額が高額療養費の支給対象となります。		
療養附加金 (老健対象者を除く)	被保険者が療養の給付を受けたとき、同一の保険医療機関又は保険薬局で、次の額を超える自己負担を支払った場合には療養附加金として支給する。ただし、その附加金の額が1,000円未満の場合は支給しないものとする。 入院の場合 月額21,000円を超えた額。 入院外の場合 月額 5,000円を超えた額。 なお、高額療養費の該当分については、自己負担の限度額から療養附加金の足切り額の21,000円、又は5,000円を控除して得た額を支給。 被保険者が公費負担制度の適用医療受給者である場合には、療養附加金の支給は行わないものとする。		
移送費 (老健対象者を除く)	治療上の必要により医療機関に移送（厚労省令規定の場合に限る）された場合に支給対象となります。 支給額=厚労省令の定めるところにより算定した額。		
出産育児一時金	(組) 300,000円	(家) 300,000円	(准) 300,000円
葬祭費	(組) 300,000円	(組合員家族) 50,000円 (准組合員家族) 20,000円	(准) 50,000円
傷病手当金	① 組合員 1日 3,000円 180日限度 ② 准組合員 1日 1,000円 180日限度		
その他ご注意	<ul style="list-style-type: none"> ご不明の点は組合事務局にご照会下さい。詳しい申請要領等は申請用紙送付の際にご案内いたします。なお、老健対象者の療養費・高額療養費・移送費は市町村から支給を受けることになります。 給付を受ける権利は2年を経過すると時効となります。ご注意願います。 		